

2013年3月8日 全2頁

# 自己株式取得の市場規制緩和の恒久化

金融調査部 主任研究員  
横山 淳

## [要約]

- 現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2013年4月30日までの時限措置として、一部、緩和されている。2013年3月7日、金融庁は、この緩和措置を恒久化する方針を明らかにした。
- 具体的な内容は、(1) 1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、(2) 引け前30分間の買付けを可能とするというものである。

## 1. 自己株式取得に係る緩和措置の恒久化

市場安定の観点から、現在、2013年〔平成25年〕4月30日までの特例として、**自己株式取得に係る市場規制が緩和**されている<sup>1</sup>。2013年3月7日、金融庁は、この緩和措置を**恒久化する方針**を公表した<sup>2</sup>。

この緩和措置は、**相場操縦防止の観点から**、金融商品取引法及びその内閣府令により**規定された規制を、暫定的に緩和**するものである（詳細は次頁）。リーマン・ショック後の市場状況等に鑑みて、2008年10月に適用開始され、その後、繰り返し延長されて、現在に至っている。

<sup>1</sup> この緩和措置については以下のレポート参照。

- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和」（2008年10月14日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長を公表」（2008年12月16日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の再延長」（2009年3月31日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針」（2009年7月24日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針0910」（2009年10月23日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1001」（2010年1月26日付レポート）
- ・横山淳、堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1004」（2010年4月26日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1007」（2010年7月26日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1010」（2010年10月25日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11年1月）」（2011年1月24日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11年4月）」（2011年4月25日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制緩和の延長（11年10月）」（2011年10月25日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制緩和の延長（12年4月）」（2012年4月24日付レポート）
- ・横山淳「自己株式取得に係る市場規制緩和の延長」（2012年10月30日付レポート）

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130307-1/02.pdf>) に掲載されている。

## 2. 恒久化される緩和措置の概略

上場会社による自己株式取得については、本来、相場操縦防止の観点から、金融商品取引法及びその内閣府令により、大枠、4つの規制が設けられている（金融商品取引法 162 条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 16 条～23 条）。それが、現在、次のように緩和する措置が講じられているのである<sup>3</sup>。

図表 金融商品取引法上の自己株式取得に係る市場規制（本来の規制と緩和措置の比較）

	本来の規制	緩和措置（恒久化予定）
① 1日の買付数量の上限	<u>直近4週間の1日当たり平均 売買高の25%</u>	<u>直近4週間の1日当たり平均売 買高の100%</u>
② 買付時間	<u>取引終了時刻の直前30分は禁 止</u>	<u>適用せず（つまり、引け前30 分間も買付け可能）</u>
③ 買付価格	直近の売買価格を上回らない 価格	同左（変更なし）
④ 証券会社数	1日1社の証券会社のみを通 じた買付け	同左（変更なし）

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

この緩和措置は、現在、2013年4月30日までの時限的な措置とされているが、前述のとおり、このたび、これを**恒久化する方針**が示されたのである。

## 3. 今後の予定

金融庁は、上記の緩和措置の恒久化について、2013年4月8日まで意見募集を行い、寄せられた意見なども踏まえて、今後、内閣府令等の改正案を策定する予定としている<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 東証のウェブサイト（[http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline\\_naikaku.html](http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline_naikaku.html)）参照。

<sup>4</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130307-1.html>）参照。